

R6. 12. 11 議会運営委員会

今城委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の追加提出等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

今城委員長 まず、追加提出予定議案について、総務部長、説明願う。

清水総務部長 本日追加で提出させていただく議案について、御説明させていただく。
お手元の令和6年12月高知県議会定例会提出予定案件(追加分)概要を御覧願う。
追加で提出を予定している議案は、令和6年度補正予算議案12件で、内訳が一般会計補正予算1件、特別会計補正予算7件、企業会計補正予算4件である。2ページ目が議案の目録、3ページ目以降が説明資料である。それぞれの内容の説明は、この場では省略させていただく。
以上である。

今城委員長 何か質問はないか。

(なし)

今城委員長 それでは、ただいま総務部長から説明のあった第29号令和6年度高知県一般会計補正予算から第40号令和6年度高知県病院事業会計補正予算までの議案12件については、本日の会議で日程に追加して議題とすることで御了承願う。

(了承)

今城委員長 それでは、さよう決する。

2. 議事手続について

ア 提出者の説明

今城委員長 次に、議事手続についてである。

追加提出となる議案12件については、本日の会議の冒頭、議長の諸般の報告の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑

今城委員長 次に、議案に対する質疑についてである。

追加提出される議案12件については、開会日に提出されている議案28件と併せて一括議題とし、質疑を行うことで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

次に、発言通告書の提出期限についてである。

R6. 12. 11 議会運営委員会

発言通告書の提出は、昨日の正午で締め切っているので、これらの議案に対する質疑を行う場合は、追加の通告をしていただく取扱いとし、その提出期限を本日の本会議開会時刻までとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。
以上、ここまでの議事手続についてである。

3. その他

(1) 令和6年度議会費12月補正予算

今城委員長

次に、その他についてである。1ページの資料1、令和6年度議会費12月補正予算についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

(福島総務課長、説明)

今城委員長

何か質問はないか。

(なし)

今城委員長

それでは、事務局説明のとおりで御了承願う。

(了承)

(2) その他

今城委員長

最後に、その他で何かないか。

(なし)

今城委員長

それでは、協議事項は以上である。
今回の議運は、特別の事情がなければ、12月13日金曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。